

太田市立木崎中学校 学校部活動方針 令和6年1月改訂版

本校では、適正な部活動の運営に向け、「太田市学校部活動方針」に基づき、以下の3点を考慮し「木崎中学校 学校部活動方針」を策定し、令和6年2月1日より運用する。

- 休養日の設定や活動時間については、生徒の心身の健康を重視する。
- けがの未然防止やストレスによる意欲の低下に配慮し、生涯にわたりスポーツや文化芸術に親しむ態度を養う。
- 働き方改革による教職員の多忙化解消を図る。

1 適切な運営のための体制整備について

(1) 学校部活動の方針の策定等

- ・「木崎中学校部活動方針」をホームページへの掲載したり、保護者会、学校通信等を利用したりして、保護者に説明すると共に地域に発信する。
- ・顧問は、保護者会にて活動方針等を説明、毎月の活動計画や試合日程等を作成・配布する。(保護者会がない場合は、計画とともに通知する。)

(2) 指導・運営に係る体制整備等

- ・生徒数や安全面を考慮した適正な数の部を設置する。
- ・安全面に配慮し、日没を考慮した終了時刻を設定する。(別掲)
- ・毎月の活動計画及び活動実績報告の確認、点検をする。

(3) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・過度な負担とならないよう、活動内容や時間に工夫や配慮をする

(4) 学校部活動の地域との連携

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等を図る。
- ・地域のスポーツ・文化芸術活動の内容等の周知を行う。

(5) 学校部活動の取組の評価

- ・部活動の取組や活動を評価し、改善するため、学校評議員やP T A本部役員会等を活用する。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- ・生徒の心身の健康管理を徹底する。(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)
- ・事故防止に十分努める。(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策)
- ・体罰・ハラスメントを根絶する。
- ・トレーニング効果を得るために適切な休養日を設定する。
- ・分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニング指導を行う。
- ・休養を適切に取りつつ、短時間で効果的な指導を行う。
- ・技能や記録の向上等目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- ・発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を踏まえた指導を行う。

(2) 部活動用指導手引きの活用

- ・県教育委員会や、中央競技団体又は各分野の関係団体等が作成した普及や水準向上の

役割を持つ手引き等を活用する。

- ・部活動における合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

(3) 体罰等の未然防止

- ・指導としての暴力や暴言を行わない。
- ・懲戒としての体罰を禁止する。
- ・生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為を禁止する。
- ・保護者等も同様の認識を持たせるため、学校から積極的に説明を行う。

3 適切な休養日等の設定について

スポーツ障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、教職員の負担軽減や長時間労働の解消のため、以下のとおり適切な休養日等を設定する。

(1) 学期中の休養日の設定

月曜日をノ一部活デーとし、それに加え、土・日曜日のいずれか1日を休みとし、週2日以上上の休養日を設定する。

ただし、次の場合には土・日曜日に両日も活動できるものとする。

①土・日曜日の両日が大会

②日曜日が大会があり、その前日に練習が必要な場合

なお、2週間を目安に代替休養日を確保する。練習や練習試合での両日の活動は行わないものとする。

(2) 長期休業中の休養日の設定

長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。ただし、保護者の送迎や協力が必要な練習試合や大会参加等、吹奏楽等の講師都合等による場合はその限りではない。なお、その場合には代替休養日を確保する。

(3) 活動時間の設定

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除く。なお、大会等の前で、保護者の承諾『部活動延長に伴う練習参加同意書』を得た生徒のみ、30分程度の延長を認める。

土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

日没等を鑑み、学期中の平日の完全下校時刻を以下のとおりとする。

月	時間	月	時間
4月～9月	18:00	1月	17:15
10月20日まで	17:30	2月	17:30
10月31日まで	17:15	3月	18:00
11月～12月	17:00		

(4) 朝練習の実施

朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で保護者とも連携し、自発的な希望者のみ実施する。参加しない生徒への配慮を怠らない。

なお、放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。

◇実施できる日時 → 火曜日～金曜日 7:30～8:15

- ◇実施しない日 → ①制服登校日(月曜日、定期テスト、各種行事等)
②部活動停止期間中(定期テスト3日前等)
③集金日初日

◇顧問が必ず指導する。顧問不在、生徒のみの自主練習は不可。

4 安全管理と事故防止について

(1) 事故防止の留意点

- ・ 県教委「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用した計画的な活動を行う。(発達段階、体力、習得状況の把握した無理のない練習)
- ・ 生徒の体調等の確認を徹底する。
- ・ 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を行う。
- ・ 事故が起こった場合の対応を整備し、体制を整える。(対処の仕方、医療関係者等への連絡体制の整備)
- ・ 複数の部活動が同じグラウンドで部活動を行う際の安全対策を行う。(安全な活動場所の確保、グラウンド使用のルールの特明確化)
- ・ 事故発生時及び未然防止のための対応を徹底する。(職員研修の実施、危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討)
- ・ 生徒の安全意識の向上を図る。(保健体育等の授業で習得した内容の活用や発展)

(2) 熱中症事故の防止

- ・ 屋外の活動を行う際の特適切な対応を行う。(「熱中症予防運動指数」「暑さ指数(WBGT)」「高温注意情報(気象庁発表)」等の情報を参考にする)

(3) 事故への対応

- ・ 事故発生時に被害を最小限にとどめるため、適切に対応する。(適切な応急手当、医療機関への搬送、二次災害の防止)
- ・ 緊急体制が有効に機能するための体制作りを行う。(役割分担や手順の特明確化、AED設置場所の特周知徹底)

5 参加する大会等の精選と移動手段について

(1) 大会の精選

- ・ 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。

(2) 移動手段

- ・ 協力する保護者の任意保険加入状況を確認すると共に、配車計画を作成する。原則は、公共交通機関を利用するものとする。

6 今後の課題

市教委と連携し、以下の点について改善を図っていく。

- ・ 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現
- ・ 学校と地域との連携・協働による、部活動の在り方改革
- ・ 生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備
- ・ 適正な部活動の運営及び中学校における休日の部活動の段階的な地域移行の推進